

府立 FIORA 高校(仮称)における産学連携推進コーディネート業務 仕様書

第1 事業名

府立 FIORA 高校(仮称)における産学連携推進コーディネート業務

第2 事業目的

大阪府教育庁(以下、「府」という。)では、令和 10 年度開校予定の府立 FIORA 高校(仮称)(以下、「新校」という。)において、先端技術に対応した新しい教育を推進し、産業界や大学との連携を踏まえ、地域産業の発展に寄与する人材育成を図ることとしている。

現在、産業構造の変化やデジタル技術の急速な進展に対応できる人材の育成に向けて、AI や IoT、ロボティクスなどの先端技術の習得に加え、科学的思考力と技術的応用力を兼ね備え、複数分野を横断的に理解し、融合させる力を持つイノベーターを育成する新しい教育モデルが求められる。このような状況を踏まえ、「未来社会のあたりまえ」を創発する人材の育成をめざした新校を設置し、生徒が学びたい専門分野を複合的に選択し、組み合わせ次第で将来の可能性が広がるカリキュラムを編成する。

このような新校の教育活動をより充実させるためには、企業や大学等と継続的な連携ができるプラットフォームが必要である。

本事業では、新校に設置する交流空間「エンジニア交流 Lab.」での取り組みや課題解決型学習(PBL)、プロジェクト学習の実施を見据え、外部との連携体制を構築するとともに調整機能を担うコーディネーターを新校の母体となる府立東淀工業高等学校に配置し、企業・大学・研究機関等と連携し、教育と産業を接続する実効的な仕組みを構築することを目的とする。

第3 契約期間

契約日から令和9年3月 31 日(水)まで

第4 委託費の上限

4,800 千円(税込)

第5 新校における産学連携推進コーディネート業務の概要

本業務は次のⅠからⅣで構成する。業務の詳細は第7「新校における産学連携推進コーディネート業務内容」を参照すること。

- Ⅰ 産学連携先の開拓
- Ⅱ 連携プログラムの企画・調整
- Ⅲ 連携実施体制の構築支援
- Ⅳ 成果の整理および次年度(令和9年度)の実施計画案の作成

また、以下に示す新校のコンセプト等を踏まえ、提案すること。

【スクールミッション】

変革の時代に、知と技をもって次世代型社会(*)の構築に挑むグローバルイノベーター(**)

を輩出する学校として、課題解決型学習を中心とした分野横断的な専門教育を展開し、未来技術の実践フィールドでの体験を通じて、創造力・探究力・実践力・構想力を備えた人物を育成する。

(*)先端技術と人間の創造性が融合し、社会課題の解決と新たな価値創造を通じて、持続可能性・強靱性・多様な幸福を実現する社会

(**)世界規模で新しい価値や技術を創出し、社会や産業に大きな変革をもたらす人や企業

【生徒に育みたい力】

分野を越えて協働し、アイデアと未来技術で課題解決に挑む幅広い視野と深い専門性を併せ持つ人材の育成

- ・ 地球規模の課題を自分ごととして捉え、自らのアイデアと未来技術を活かして解決に挑み、よりよい社会の実現に貢献できる力と姿勢を育む
- ・ 各専門分野の枠を超えて協働し、新しいものを生み出そうとする意欲を育む
- ・ 多様な文化や価値観を理解し、自分の言葉で世界とつながる力を育むとともに、未来社会を共にデザインするために、グローバルな視点で学び、発信する力を磨く

【教育課程等】

- ・ 課題解決型学習(PBL)を主軸とし、各専門分野の知識・技術を融合できる学びを実施する
- ・ 高大接続 7 年間の教育の基盤として、大学での高度な学びにつなげるため、理数系科目と探究的学びを重視する
- ・ 生徒の学びたい専門分野や希望する進路(就職・進学)に応じて履修内容を柔軟に選択できるシステムを設定する
- ・ 専門学科全体を「工学群」(仮称)とし、各専門学科を「専攻」(仮称)として設定する

【設置予定の専攻(仮称)】

- ・ IT 専攻(仮称)
プログラミング、アプリ開発、データ分析など、未来社会の基盤となる技術を実践的に学ぶ。AI の活用や IoT との連携など、次代のテクノロジーにも触れながら、新しいサービスや価値の創出につながる知識や技術について学ぶ。
- ・ エレクトロニクス専攻(仮称)
スマートフォン、EV、自動運転、通信ネットワークなど、それらを動かす心臓部である、電子回路、センサ、通信技術といった現代の高度な電子工学を、実験と制作を通して学ぶ。未来のデバイスやインフラを支える技術について、実践的に理解を深める。
- ・ メカニクス専攻(仮称)
ドローン、EV、産業機械、航空・宇宙など、あらゆる先端分野を支える機械設計や加工技術、制御システムなど“動く仕組み”をつくり出す力を実習中心に学ぶ。未来産業を支えるハードウェア開発に必要な知識・技術を学ぶ。
- ・ ロボティクス専攻(仮称)
医療・介護・物流・災害対応など、あらゆる分野で活躍が広がるロボットの設計、電

子制御、AI プログラミングなど、複数の技術領域を横断して学ぶ。「自ら動き考えるロボット」を実現するために必要な知識・技術を総合的に学ぶ。

- ・ 生活マテリアル専攻(仮称)

衣服、日用品、医療、建築、環境技術など生活の多様な素材について、繊維・化学・バイオなどの基礎を学ぶ。素材の特性を理解しながら新たな製品づくりに挑戦し、環境負荷の少ない素材開発やスマートテキスタイルなど、未来型ものづくりに必要な知識・技術を学ぶ。

- ・ デザインクリエイト専攻(仮称)

社会の課題を解決し、新しい価値を生み出すデザイン性について、グラフィック、プロダクト、デジタルアート、UI/UX など、多様なデザイン領域を横断して学ぶ。3Dモデリング、デジタルファブリケーション、映像制作など、未来のクリエイションに欠かせない先端ツールを活用し、未来の社会や暮らしに寄り添うデザインに必要な知識・技術や表現手法を学ぶ。

【特色的取組み】

- ・ エンジニア交流 Lab.(仮称)

学校が拠点となり、高い技術力を有する企業・大学等との継続的な交流を創出し、産官学連携による探究活動を充実させ、AIの活用や、ロボット技術などの先端技術を多面的に学び、広い視野での探究活動を実現する教育環境を整備。

- ・ 大学・研究機関等へのスムーズな移行を見据えたカリキュラム

四年制大学への進学後に更に学びを深めることができるよう、理数系科目を重視したカリキュラムを設定し、先端技術等世界の英知を集め、新たなアイデアの創発・発信に向けて国内外の方と協議するために必要となるコミュニケーションスキルとしての英語を習得。

【卒業後の進路イメージ】

- ・ 未来予想図を実現させる人材を大学と接続した 7 年間の学びのもと輩出し、将来は AI を搭載するロボットを活用した生活などの未来技術の開発者となる

【所在地】

- ・ 大阪市淀川区加島1丁目52-81
(現府立東淀工業高等学校グラウンドに新校舎建設中)

第6 受託者の役割

(1) 事業の企画

本事業の目的を達成し、また、本事業を円滑かつ適切に実施すべく事業全体を企画すること。

(2) 事業目的達成に向けた進捗管理と運営

本事業を円滑かつ適切に実施するための検討を行い、計画の進捗管理及び事業の運営を行うこと。

(3) 事業に必要な体制の手配と配置

本事業に必要な人員を手配し配置すること。

(4) 事業にかかる全体調整と諸手続き

本事業の実施にかかる関係者との調整、必要な諸手続き等を行うこと。

(ア) 本事業に必要な調整

調整事項が生じた場合は、府関係部局をはじめ、関係機関等と調整を行うこと。

(イ) 各種手続き

本事業において連携機関との調整のうえで必要な連携協定書などの申請等の各種手続きは、受託者の責任において、案を作成し府の承認を得ること。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。また、府が事業実施に係る申請や届け出を行う場合は、書類の準備に協力するとともに、必要に応じて提出に同行すること。

(ウ) 委託業務スケジュール、運営体制の作成

契約締結後速やかに事業計画書(業務スケジュール及び運営体制を含む)を作成し、府に提出すること。

(エ) 打合せの実施

府と定期的に打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、府に提出すること。

第7 新校における産学連携推進コーディネート業務内容

I 産学連携先の開拓

(1) 連携候補先の調査・リストアップ

ア 企業・大学・研究機関等について、国内外の動向や先端分野の潮流を踏まえた調査を行い、連携候補先のリストを作成すること。

イ 以下の観点を踏まえ体系的に整理すること。

- ・ 技術分野(例:ロボティクス、AI、材料など)
- ・ 企業・機関の強みや特徴(技術・研究領域等)
- ・ 教育連携の内容(講義、実習、共同研究、施設利用等)
- ・ 高校教育との親和性
- ・ 連携先のメリット

ウ リストについては、分野別・連携形態別等に分類し、府及び学校が活用しやすい形式で整理すること。

(2) 優先連携分野の整理

ア 府の産業政策や人材育成方針、並びに新校の教育内容(分野横断型教育、PBL、エンジニア交流 Lab 等)を踏まえ、重点的に連携すべき分野を整理すること。

イ 単なる分野列挙にとどまらず、以下を明確にした提案を行うこと。

- ・ 当該分野を優先すべき理由
- ・ 当該分野と教育内容との接続イメージ

- ・ 想定される連携プログラム(例:授業、共同研究等)
- ウ 対象分野の例としては以下が想定されるが、これに限定せず、新たな提案を行うこと。
 - ・ ロボティクス分野
 - ・ AI・データサイエンス分野
 - ・ エレクトロニクス分野
 - ・ メカニクス分野
 - ・ 材料・化学分野
 - ・ デザイン・クリエイティブ分野

(3) 連携候補先へのアプローチおよび意向確認

- ア 上記(1)で整理した候補先の内、府が承認した候補先に対して連携に向けた調整を実施すること。
- イ 具体的には以下を想定するが、効果的な手法について提案を行うこと。
 - ・ 企業・大学等へのヒアリングの実施
 - ・ 産業団体・ネットワークの活用
 - ・ イベントや訪問等を通じた関係構築
- ウ 各候補先について、連携に関する意向(可能性、条件、分野等)を把握し、整理すること。
- エ 特に、継続的な教育連携に発展する可能性を重視し、単発的取組にとどまらない関係構築を図ること。

(4) 新規連携先の確保

- ア 本業務期間中に、新たな連携先を 10 件以上確保すること。
- イ 単なる名義上の連携にとどまらず、以下のような具体的な連携内容につながるものとする。
 - ・ 授業・実習への参画
 - ・ 外部講師派遣
 - ・ 施設見学・インターンシップ
 - ・ 共同プロジェクト(PBL)
 - ・ 理工系学部等を設置する四年制大学との高大接続7年間の教育連携および推薦枠の構築
- ウ 確保した連携先については、分野、連携内容、今後の展開可能性等を整理し報告すること。

II 連携プログラムの企画・調整に関する業務

受託者は、新校における分野横断型教育及び課題解決型学習(PBL)等の実現に向け、企業・大学等と連携した教育プログラムの企画及び調整を行うこと。なお新校では特定の曜日の連続した 3 コマ(1 コマあたり 50 分)を、年間 35 週にわたり、連携プログラムに充てる予定である。

(1) 連携プログラムの企画

- ア 企業・大学等と連携した授業・実習・PBL(課題解決型学習)について、教育目的及び学習到達目標を明確にした上で企画すること。

- イ 企画にあたっては、以下の観点を踏まえ、具体的なプログラム案として提示すること。
- ・ 生徒が実社会の課題に触れ、技術を活用して解決策を導く内容となっていること
 - ・ 複数分野(例:IT×機械×デザイン等)が横断的に関わる構成となっていること
 - ・ 「課題設定→試作→検証→改善」のプロセスを含む実践的な学びとなっていること

ウ 連携プログラムについては、単発型(講義・見学等)と中長期型(PBL・共同研究等)を組み合わせた体系的な提案を行うこと。

エ 具体的には、以下のようなプログラム類型を想定するが、これに限らず効果的な手法を提案すること。

- ・ 授業連携型(専門科目内での共同授業)
- ・ 実習・演習型(企業設備・技術を活用した実習)
- ・ プロジェクト型(PBL・共同開発)
- ・ 探究発展型(コンテスト・研究活動等への展開)

(2) 連携プログラムの実施調整

ア (1)で企画したプログラムについて、実施に向けた具体的な調整を行うこと。

イ 調整内容については、以下を含むものとする。

- ・ 実施時期・頻度・参加対象の設定
- ・ 企業・大学側の実施体制の確認
- ・ 安全管理や個人情報等への配慮事項の整理
- ・ 実施にあたって必要となる各種手続き

ウ 継続的な取組として発展できるよう、スケジュール設計及び関係構築を行うこと。

エ 実施にあたり、学校側及び連携先双方の負担が過度とならないよう、効率的な調整方法について提案すること。

(3) 新校の教育内容(コンセプト)との整合性を踏まえた設計

ア 新校の教育内容(コンセプト)との整合性を踏まえ、連携プログラムを設計すること。

イ 以下の観点を踏まえ、教育的効果が最大化される仕組みを提案すること。

- ・ 授業内で実施するか、課外活動とするかの整理
- ・ 学年ごとの発達段階に応じたプログラム設計
- ・ 理論学習と実践学習を往還する構成
- ・ 学習評価(成果物・発表等)との連動

ウ 単なる外部連携にとどまらず、「学びのカリキュラムの一部」として機能する設計とすること。

エ なお、上記設定に際して、月1回開催するカリキュラム検討会議に参加し、協議内容を積極的に把握すること。

＜開催日時(予定)＞

※すべて府立東淀工業高等学校において 16 時から 17 時まで開催予定

- ・ 令和 8 年 10 月 28 日(水) 全体会
- ・ 令和 8 年 11 月 25 日(水) 主担者会議
- ・ 令和 8 年 12 月 23 日(水) 全体会

- ・ 令和 9 年 1 月 27 日(水) 主担者会議
- ・ 令和 9 年 2 月 24 日(水) 全体会

(4)学校と連携先の役割分担の整理

- ア 連携プログラムの実施に当たり、学校と企業・大学等の役割分担を明確に整理すること。
- イ 役割分担については、以下の観点を含めて提案すること。
 - ・ 学校側(教員)の役割(学習設計、学習指導、評価、ファシリテーション等)
 - ・ 企業・大学側の役割(専門技術提供、講義・指導、設備提供、課題設定等)
 - ・ コーディネーターの役割(連絡調整、進行管理、関係構築等)
- ウ 役割分担は、継続的な運用が可能となるよう標準化を意識し、モデルとして整理すること。
- エ また、外部人材の活用にあたっては、受入方法や契約形態、リスク管理(安全・情報管理等)についても整理すること。

Ⅲ 連携実施体制の構築支援に関する業務

受託者は、新校において企業・大学等と連携したプロジェクト型学習(PBL)を持続的に実施できる体制の構築に向け、以下の業務を実施すること。

なお、新校においては、産学官連携による共同プロジェクトを教育の中核に据えることを想定している。

(1)産学連携に係る窓口機能の構築支援

- ア 学校における産学連携の窓口機能について、役割・機能・運用方法を整理し、具体的な体制として提案すること。
- イ 窓口機能については、以下の観点を含めて設計すること。
 - ・ 企業・大学等からの相談・問い合わせの一元管理
 - ・ 学校内部(教員・管理職等)との調整機能
 - ・ プロジェクトの進捗管理・関係者間の連絡調整
 - ・ 情報の蓄積・共有(連携実績、課題等)
- ウ 担当者の配置形態(常駐・兼務・外部委託等)や業務フローを明確にした上で、実効性のある運用モデルを提示すること。
- エ 単年度にとどまらず、開校後も継続的に機能する体制とするための工夫について提案すること。

(2)新校の教員と外部人材の連携体制の設計

- ア 新校の教員と企業・大学等の外部人材が協働して教育活動を実施するための連携体制を設計すること。
- イ 以下の観点を踏まえた具体的な提案を行うこと。
 - ・ 新校の教員と外部講師の役割分担(指導、専門技術提供、評価等)
 - ・ 授業・PBL における協働の進め方(事前設計・実施・振り返り)

- ・ 教育効果を担保しながらも教員の負担が過度とならない体制づくり
- ウ 単発的な講義型にとどまらず、プロジェクト型学習において外部人材が継続的に関与できる仕組み(伴走支援型等)を提案すること。
- エ 教員が外部人材と協働する際に必要となるスキル(コーディネート力、ファシリテート力等)の観点も踏まえ、現実的に運用可能な体制とすること。
- (3)エンジニア交流 Lab 等を活用した連携モデルの構築支援
 - ア エンジニア交流 Lab 等の施設・機能を活用した産学連携の実施モデルを構築すること。
 - イ 以下の観点を踏まえ、具体的な活用方法を提案すること。
 - ・ 企業・大学との共同プロジェクトの実施拠点としての活用
 - ・ 複数分野(IT、機械、電気、材料、デザイン等)を横断した協働環境の構築
 - ・ 新校の生徒や教員・外部人材が日常的に交流・協働できる仕組み
 - ウ 施設の活用にあたっては、以下のようなプログラムモデルを含めて提案すること。
 - ・ 中長期的な共同開発型 PBL
 - ・ 課題設定・試作・検証・改善を繰り返す実験的プロジェクト
 - ・ 成果発表・社会発信に至る一連のプロセス
 - エ 他校への展開可能性も視野に入れ、拠点校モデルとしての汎用性を考慮した提案とすること。
- (4)外部人材活用に係る運用ルールの整理
 - ア 外部人材(企業技術者、大学研究者等)の受入及び活用に関する運用ルールを整理すること。
 - イ 以下の観点について、実務レベルでの整理及び提案を行うこと。
 - ・ 受入手続き(契約形態、謝金の考え方等)
 - ・ 労務管理(勤務形態、責任範囲等)
 - ・ 安全管理(実習時の安全配慮、責任分担等)
 - ・ 情報管理(機密情報・知的財産の取扱い等)
 - ウ 特に、企業との共同プロジェクトにおいて想定されるリスク(事故、情報漏えい等)への対応についても整理すること。
 - エ 学校現場において継続的に運用可能な、簡便かつ実効性のあるルールとすること。

IV 成果の整理および次年度(令和9年度)の実施計画案の作成

受託者は、本業務の成果及び課題を整理するとともに、新校開校予定前年度である令和9年度における具体的な実施計画案を作成すること。

(1)成果の整理

受託者は、本業務で実施した内容について、以下の観点を整理し府に提出すること。

ア 連携先の整理

- ・ 開拓した連携先の一覧(企業・大学・研究機関等)
- ・ 分野別、連携形態別の分類(例:AI、ロボティクス、デザイン等)
- ・ 連携先の窓口や調整状況

- ・ 各連携先の特徴・強み
- ・ 連携内容(講義、実習、PBL 等)及びその実施状況
- ・ 継続性・発展可能性の評価(課題も含め記載すること)

イ 連携プログラムの整理

- ・ 企画・実施したプログラムの内容(授業型・PBL 型等)
- ・ 教育目的・到達目標との対応関係
- ・ 実施方法(期間、頻度、対象等)
- ・ 成果(生徒の学び・教育効果の観点)
- ・ 実施上の課題・改善点

ウ 課題の抽出

- ・ 連携構築における課題(開拓・調整等)
- ・ 教育プログラム実施における課題(運営・負担・安全面等)
- ・ 制度面の課題(契約・謝金・知財等)
- ・ 今後の継続に向けたリスク要因

(2)令和 9 年度実施計画案の作成

受託者は、新校開校に向けた準備期間としての令和 9 年度における実施計画について、以下の内容を含め具体的に提案すること。

ア 年間実施計画

- ・ 新たな連携先開拓に向けた月別または四半期ごとのスケジュール
- ・ 連携プログラムの実施時期・頻度
- ・ カリキュラムとの接続
- ・ 継続連携予定先とのプログラム内容

イ 産学連携運用モデル

- ・ 連携先開拓から実施までの標準プロセス
- ・ 窓口機能・調整体制の標準モデル
- ・ 学校・企業・コーディネーターの役割分担の標準化

ウ 教育プログラムモデル

- ・ PBL や授業連携の基本モデル
- ・ 学年別・段階別の活用イメージ
- ・ 分野横断型学習の設計モデル

エ エンジニア交流 Lab.活用モデル

- ・ 活用方法(共同研究、試作、交流等)

- ・ 継続的なプロジェクト実施の仕組み
- ・ 他校展開可能な拠点モデルとしての整理

第8 費用負担

本業務にかかる費用については、業務委託の委託料から適切に支払うこと。

第9 業務実施体制

受託者は、本業務を円滑かつ効果的に実施するため、以下の体制を構築すること。なお、各役割については、具体的な人員配置、専門性、経験等を明確にした上で提案すること。

(1)統括責任者

- ア 本業務全体を統括する責任者を配置すること。
- イ 統括責任者は、以下の役割を担うこと。
 - ・ 業務全体の進捗管理および品質管理
 - ・ 府及び学校との総合的な調整・意思決定支援
 - ・ 業務遂行上の課題の把握および改善提案
 - ・ 各業務(Ⅰ～Ⅳ)の横断的な連携・統括
- ウ 統括責任者については、以下の観点を踏まえて提案すること。
 - ・ 産学連携、教育事業、または類似プロジェクトの実務経験
 - ・ 複数関係者が関与するプロジェクトのマネジメント実績
 - ・ 本業務に必要な専門性およびネットワーク
- エ 不測の事態やリスク発生時の対応体制についても併せて提案すること。

(2)産学連携コーディネーター

- ア 府立東淀工業高等学校に産学連携コーディネーターを配置すること(常駐または定期派遣とし、配置形態および稼働日数等は提案による)。
- イ コーディネーターは、本事業の中核人材として、主に次の業務を担うこと。
 - ・ 企業・大学等との連携に係る調整業務(連絡、交渉、実施支援等)
 - ・ 課題研究(PBL等)やプロジェクト学習の企画・実施支援
 - ・ 学校内(教員等)との調整およびニーズの把握
 - ・ 連携先の新規開拓および関係維持
- ウ 特に、以下のような役割を果たすことができる人材を想定し、具体的に提案すること。
 - ・ 教育と産業双方の理解を有し、橋渡しができること
 - ・ 外部関係者との交渉・調整力を有すること
 - ・ プロジェクト型学習(PBL)等の企画・運営に関する知見を有すること
- エ 配置人数、稼働時間、関与方法(対面・オンライン併用等)については、業務の実効性を確保する観点から提案すること。
- オ 単年度にとどまらず、継続的な産学連携体制の構築につながる役割設計とすること。

(3)サポートスタッフ

ア 本業務の円滑な遂行のため、必要なサポートスタッフを配置すること。

イ サポートスタッフは、主に以下の業務を担うこと。

- ・ 連携先に関する情報収集・調査
- ・ 各種資料(企画書、報告書、整理資料等)の作成補助
- ・ 連絡調整、スケジュール管理等の事務的支援
- ・ データ整理および成果物作成の補助

ウ サポート体制については、業務量に応じて適切な人員配置とし、効率的かつ確実に業務を遂行できる体制を提案すること。

エ 情報共有の方法やチーム内の役割分担についても明確にし、組織として機能する体制とすること。

第10 スケジュール及び納品物等

1 全体スケジュール

令和8年10月	業務開始・連携方針整理
令和8年10月～12月	連携内容案の整理・連携先開拓
令和8年12月～令和9年2月	連携内容の確定・連携先確定
令和9年3月	成果とりまとめ・次年度以降の進め方の提案

2 主な納品物等

納品物、成果物等については、定められた期限までに提出すること。特段定めのない納品物の納期等については別途協議の上、期限を定めるものとする。

主な納品物	期限
本事業全体に係る事業計画(体制・スケジュール含む。)	契約締結後速やかに提出
連携先候補リストおよび連携方針	令和8年11月6日までに提出
連携プログラム企画書案	令和8年11月6日までに提出
連携先リスト及び連携プログラム(調整後の成案)	令和9年3月31日までに提出
次年度以降の進め方の提案	令和9年3月31日までに提出
完了報告書	令和9年3月31日までに提出

第11 提案を求める事項

別紙公募要領に記載の審査内容を踏まえ企画提案すること。

○ 事業全体について

- ・ 「第7 新校における産学連携推進コーディネート業務内容」に示すⅠ～Ⅳを円滑に実施するための事業運営体制及び事業全体のスケジュール案を提案すること。
- ・ 過去(3年以内)の類似事業の実績があれば示すこと。

○ (1)連携先開拓の方法

- ・ 企業や大学等の新規連携先を開拓するための具体的なアプローチ手法について提案すること。なお、提案にあたっては、以下の観点を含めること。
 - 対象とする分野および選定の考え方
 - 連携先候補の探索方法(ネットワーク活用、独自チャネル等)
 - アプローチ方法(訪問、ヒアリング、イベント活用等)
 - 連携に至るまでのプロセス設計
- ・ 単発的な連携にとどまらず、継続的な関係構築につなげるための工夫についても提案すること。

○ (2)産学連携プログラムの企画案

- ・ 企業・大学・研究機関等との連携を効果的に推進するための具体的なプログラム案について提案すること。なお、提案にあたっては、以下の観点を含めること。
 - 生徒が実社会の課題に触れ、技術を活用して解決策を導く内容となっていること
 - 複数分野が横断的に関わる構成となっていること
 - 「課題設定→試作→検証→改善」のプロセスを含む実践的な学びとなっていること
- ・ 単発型(講義・見学等)と、PBL・共同研究等の手法を用い「学びのプロセス」として継続的に機能する中長期型の取組みを組み合わせる提案すること。
- ・ 本事業において実現可能であり、かつ開校後にも継続できる手法を提案すること。

○ (3)コーディネーターの専門性・実績

- ・ 本業務に配置する産学連携コーディネーターについて、具体的に提案すること。なお、提案にあたっては、以下の内容を明記すること。
 - 経歴およびこれまでの業務実績
 - 産学連携、教育連携、または類似分野における経験
 - 本業務において果たす役割および期待される成果
- ・ 当該コーディネーターが、本事業においてどのように価値を発揮するか(強み・ネットワーク・専門性)について、具体的に説明すること。

○ 独自提案について

- ・ 本事業の目的を達成するため、提案事業者のノウハウを生かした独自の企画・手法があれば提案すること。

第12 その他(留意事項等)

1 誠実な対応

本委託業務の実施にあたっては、府と十分に協議しながら進めること。また、府との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。

2 苦情等の処理

業務実施で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、府と十分に協議を行うこと。

3 法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令、各会場となる施設の利用規則等を十分遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。また、法令の遵守のほか、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮等幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけること。

4 受託者及び業務従事者の守秘義務

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって知った又は知り得た秘密又は情報を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、府及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。万一事故が発生した場合には、直ちに府に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行う等、適切な処理を行うこと。

5 経費

本委託業務の履行に係る経費は、全て契約金額に含むものとする。万一、超える場合は受託者の負担とする。

6 第三者との連携

本事業の目的を遂行するために、府の指定する他の事業者と連携する場合がある。その場合、本委託業務の実施中に、府の指定する他の第三者(他の事業者を含む)と連携を求められた時は、円滑な連携が行えるよう体制等について真摯に検討するとともに、対処すること。

7 経費関係書類の保存

経費支出等の確認書類(請求書、支払書等)について確実に整理・保管(5年間)し、府からの請求があった場合、速やかに提出すること。

8 その他

その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合等は、その扱いについて別途協議の上定めることとする。

第13 知的財産権等の取扱い

1 権利の帰属等

委託業務の成果物(成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等を含む。))に関する所有権及び著作権(昭和45年法律第48号)(著作権法第21条から第28条の権利を含む。))については、府に帰属するものとする。

本事業の受託者(受託者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。)は、著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

府は、業務終了後も、本業務の成果物について、任意に加工・編集を行い、Web や印刷物を通じて、「第2 事業目的」に沿った使用を行えるものとする。

2 第三者が有する権利等の取扱い

委託業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・

音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。なお、「1 権利の帰属等」に記載する業務終了後の利用についても使用料等が生じないものとする。

3 権利処理の保証等

受託者は、本委託事業の実施にあたり、第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証すること。第三者からの訴えにより、府に損害(使用の差し止めを含む)が生じた場合は、受託者が損害を賠償すること。

4 その他

知的財産権等の扱いに関し疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。